

第76回国民体育大会伊賀市協賛取扱基準

1 目的

第76回国民体育大会伊賀市協賛取扱要項第6の謝意に関することについて、次のとおり定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

| 評価額 | 感謝状等 | 対応方法 | 対応者 |
|------------------|------|------|------|
| 50万円以上 | 感謝状 | 贈呈式 | 会長 |
| 50万円未満 10万円以上 | | 持参 | 事務局長 |
| 10万円未満 | 礼状 | 郵送 | — |

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

| 評価額 | ホームページ | 報告書等 | 協賛物品 | 協賛者の呼称使用 |
|--------|-----------------------|----------------------|------------------------|----------|
| 50万円以上 | 協賛者名（ロゴ）、 協賛物品名・写真 | 報告書等に 協賛者名を 表示 | 掲載可能物 品に協賛者 名を記載 | 可 |
| 50万円未満 | 協賛者名（ロゴ）、 協賛物品名 | | | |

4 この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

備考

- (1) 個人協賛の申し出があった場合の協賛者名掲載基準は、ホームページ及び報告書のみとする。
ただし、個人事業主からの場合は別途協議して対応する。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容について、別途協議して対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。なお、時期については、協賛のあった後に開催するイベント等にて実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇〇社は、三重とこわか国体

| | | | |
|-------|---|--|---|
| 伊賀市開催 | { | を応援しています。 の協賛企業です。 〇〇競技会を応援しています。 〇〇競技会の協賛企業です。 | } |
|-------|---|--|---|